

障がい・難病のある方へ各種サービスをご利用ください

●申請・問合先 市役所社会福祉課

障がい福祉G
内線165、167

身体障がい者手帳

この手帳は、身体に永続する障がいのある方がさまざまな福祉サービスを利用するため必要です。

▼対象 視覚、聴覚、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう直腸、小腸、免疫などの機能に永続する障がいのある方

▼申請方法 窓口で申し込む前に、窓口で書類（交付申請書・診断書）を受け取り、県が指定する医師の診断を受ける（診断書作成は指定医師のみ可）

・等級を変更する場合 申請時に写真および指定医師の診断書添付する

・住所・氏名を変更する場合 住所・氏名変更は現在居住の市町村で申請する

・再交付する場合 写真持参で申請する

死亡された場合 手帳を窓口へ返還する

日常生活用具の給付

障がいの種類・程度に応じて給付されます。

※世帯の前年度の所得に応じて費用の一部負担あり

▼給付用具 特殊寝台、入浴補助用具、歩行支援用具等

障がいの種類・程度に応じて給付されます。

▼補装具の交付・修理

※世帯の前年度の所得に応じて費用の一部負担あり

▼交付用具 車いす、器具、義足、補聴器等

▼身体・知的障がい者(児) 有料道路割引制度

※ETC利用者はETCカード（原則、障がい者本人名義のもの）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書も併せて持参

▼対象 身体障がい者自ら自動車を運転する場合

・第1種の身体障がい者手帳または第1種の療育手帳所有者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合

▼対象 痘瘍タクシー券

通院や機能回復訓練などでタクシーを利用する場合、初乗運賃を助成します。

・乗用自動車（普通自動車、小型自動車、軽自動車で乗員定員10人以下の車）

・精神障がい者保健福祉手帳1級の方

・療育手帳Ⓐ・Aの方

（ⒶまたはA）の場合

貨物自動車（ライトバン等）

・特殊用途自動車（身体障がい者運送車に限る）

・当該身体障がい者またはこの方の生計同一者が所有する自動車（身体障がい者1人につき1台）

・営業自動車は除く

・検証、運転者の運転免許証、認め印を持参し、窓口で申し込む

※ETC利用者はETCカード（原則、障がい者本人名義のもの）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書も併せて持参

▼全額免除要件 NHK受信料の免除

※自動車税・軽自動車税の減免措置を受けている方は除く

・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを所持している方が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合

▼半額免除要件

・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを所持している方が世帯構成員であり、世帯全員が市

▼対象 手当支給額

月額2万6000円

▼対象 福祉手当

必要書類など詳細は窓口へお問い合わせください。

・視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合

・身体障がい者手帳所持者が世帯主で、障がい等級が重度（1級または2級）の場合

・身体障がい者手帳1～2級の方

（ⒶまたはA）の場合

・疗育手帳所持者が世帯主で、障がい程度が重度（1級または2級）の場合は

月額1万4140円

精神障がい者保健福祉手帳

・精神障がい者保健福祉手帳所持者が世帯主で、障がい等級が重度（1級）の場合は

・必要書類など詳細は窓口へお問い合わせください。

▼対象 特別障がい者手当

（おおむね身体障がい者手帳個別等級1級の重複）

・重度の障がい者（おおむね身体障がい者手帳1級・療育手帳Ⓐの重複）

・複数の障がい者（複数の在宅者で、常時特別の介護を必要とする20歳以上の方）

・複数の障がい者（複数の在宅者で、常時特別の介護を必要とする20歳以上の方）

・重度の障がい者（複数の在宅者で、常時特別の介護を必要とする20歳以上の方）

・重度の障がい者（複数の在宅者で、常時特別の介護を必要とする20歳以上の方）